



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

682	指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）..... 1
683	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）..... 1
684	〃	（ 〃 ）..... 1
685	道路の区域決定	（道路保全課）..... 2

告 示

和歌山県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 097	ヘルパーステー ションしずく	岩出市西安上11 4-24	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社オー ルアウト	和歌山市府中10 11番地112	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションふらつ と日高	日高郡美浜町和田2101-3	株式会社サンライズ	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第684号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日

在宅総合ケアセンター赤ひげ クリニック	紀の川市桃山町神田378番地	豊田敬生	令和 7. 8. 1
------------------------	----------------	------	---------------

和歌山県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀北かつらぎインター線

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字兄井字外新田 121番1地先から同町大字大谷字立石 224番3地先まで	11.00 } 17.70	982.00	かつらぎ新橋（仮称） L=360.00